

## 阿久比町畜舎等建設行為に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阿久比町内において畜産業の経営を目的とした畜舎等の建設又は増設を行う者に対し、地域環境の保全について指導を行い、地域住民の良好な住環境の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 畜舎等 阿久比町内において畜産業の経営を目的として建設される畜舎並びに家畜及び家禽の排泄物処理施設等の付帯施設をいう。
- (2) 事業 畜舎等の建設又は増設をいう。
- (3) 増設 既存の畜舎等と関連する畜舎等を建設することをいう。
- (4) 事業者 事業を実施する者及び当該事業者と契約等により事業の施行を請け負う全ての者をいう。
- (5) 事業区域 事業を行う一団の土地をいう。
- (6) 行政区 事業区域が所在する大字及び自治会をいう。
- (7) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域に隣接する土地の所有者又は建築物の所有者及び居住者
  - イ 行政区の長及び当該行政区の長が必要と認める者
  - ウ 事業の実施により住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる土地の所有者、建築物の所有者及び居住者
  - エ その他町長が必要と認める者

### (適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、阿久比町内において、新たに実施される事業について適用する。

### (地域住民等への配慮)

第4条 事業者は、次条に規定する協議を行う前に、近隣関係者に事業内容について十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による説明を行ったときは、その内容を近隣説明状

況報告書（様式第1号）に記載しなければならない。

（事業計画の協議）

第5条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に係る関係法令等に基づく申請又は届出の前までに、事業計画を公開し、次に掲げる内容の分かる書類を添えて、事業計画（変更）協議書（様式第2号）及び近隣説明状況報告書を町長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 畜舎等の周辺見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図
- (2) 給排水計画図
- (3) 想定される地域環境等への影響に対する対応報告書
- (4) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による協議の結果を協議結果通知書（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、事業者が協議結果通知書を受領後、当該事業計画を変更する場合に準用する。

4 事業者は、事業計画を廃止する場合は、事業計画廃止届（様式第4号）により町長に届け出なければならない。

5 事業者は、第2項の規定による協議結果を遵守して事業を行わなければならない。

（指導）

第6条 町長は、前条の規定による協議があった場合において、当該事業が事業区域又はその周辺の住環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、指導することができる。

（覚書の締結）

第7条 町長と事業者は、第5条の規定により協議した内容について、覚書（様式第5号）を締結するものとする。

2 事業者は、近隣関係者と調整を図り、覚書を締結するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項の規定による覚書事項を遵守して事業を行わなければならない。

(安全の確保)

第8条 事業者は、事業の実施に当たっては、事故、公害及び災害の防止、住民の生命財産の保護並びに文化財及び自然環境の保全に努めなければならない。

(道路及び水路等)

第9条 事業者は、事業の実施に当たって道路及び水路等を整備するときは、町長及び行政区の関係者と十分協議しなければならない。

(立入検査等)

第10条 町長は、事業の施工中においても随時立入検査及び必要な指示をすることができる。

(勧告)

第11条 町長は、事業者がこの要綱に規定する協議結果、指導、覚書事項、指示等を遵守しない場合は、事業計画の中止、変更等の勧告をすることができる。

(完了届)

第12条 事業者は、この要綱に定めるところにより事業を完了したときは、事業を完了した日から14日以内に事業完了届(様式第6号)により町長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。